



3項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号中「第10条第6項」を「第7条第3項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「第14条ただし書」を「第11条ただし書」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の3号を加える。

(4) 法第12条第1項の規定による届出 様式第7号

(5) 法第12条の2第1項の規定による届出 様式第8号

(6) 法第12条の5第2項の規定による届出 様式第8号の2

第2条第1項第7号及び第8号を削り、同条第2項中「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改める。

第3条の見出し中「大麻取扱者免許証返納届」を「大麻草採取栽培者免許証返納届」に改め、同条中「第10条第4項又は第7項」を「第7条第4項又は第5項」に、「大麻取扱者免許証を」を「大麻草採取栽培者の免許証を」に、「大麻取扱者免許証返納届」を「大麻草採取栽培者免許証返納届」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

**様式第1号から様式第3号まで 削除**

様式第4号から様式第8号までを次のように改める。

## 様式第4号（第2条関係）

## 大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
変更すべき事項							
変更前	栽培地の数・位置・面積						
	業務上大麻を取り扱う事務所の位置						
	住所地・氏名（法人又は団体にあつては、業務を行う役員の氏名）又は名称						
	その他						
変更後	栽培地の数・位置・面積						
	業務上大麻を取り扱う事務所の位置						
	住所地・氏名（法人又は団体にあつては、業務を行う役員の氏名）又は名称						
	その他						
変更の事由及びその年月日							
<p>上記のとおり、名簿登録事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p>							

氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）

富山県知事

殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

## 様式第5号（第2条関係）

## 大麻草採取栽培者免許証再交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
再交付の事由及びその年月日			
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。 年 月 日 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）  氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）  富山県知事 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 毀損の場合は、当該免許証を添えて申請すること。

## 様式第6号（第2条関係）

## 大麻草採取栽培者持出し許可申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
持ち出そうとする大麻の栽培地の所在地			
持ち出そうとする大麻の品名及び数量	品名	数量	
持出先の名称及び所在地	所在地		
	名称		
持出しの理由			
持出しの年月日			
上記のとおり、大麻を栽培地外に持ち出したいので申請します。 年 月 日 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）  氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）  富山県知事 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

## 様式第7号（第2条関係）

## 大麻廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
栽培地の所在地			
大麻を取り扱う事務所の所在地			
廃棄しようとする大麻の品名 及び数量	品名	数量	
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり、大麻を廃棄したいので届け出ます。 年 月 日 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）  氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）  富山県知事 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

## 様式第8号（第2条関係）

## 大麻事故届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
事故が生じた大麻	品名		数量
事故の発生状況 〔事故発生年月日、場所、 事故の種類、盗難の場合 は警察通報の有無〕			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）  氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）  富山県知事 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。



様式第8号の次に次の1様式を加える。

## 様式第8号の2 (第2条関係)

## 大麻譲渡届

年 月 日

富山県知事

殿

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

続柄

氏名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名)

大麻を譲り渡したので、次のとおり届け出ます。

譲 渡 人	期間満了等の前の免許証の番号	第	号
	大麻を業務上取り扱っていた場所・	所在地	
	期間満了等の大麻草採取栽培者	氏名又は名称	
	免許期間満了者等	住所	
		氏名	
譲渡年月日			
譲 渡 し た 大 麻	品名		数量
譲 受 人	免許の種類		免許証の番号
	第	号	
	大麻を業務上取り扱う事務所又は麻薬研究施設	所在地	
		名称	
	大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者	住所	
		氏名又は名称	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 免許期間満了者等が大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に大麻を譲り渡した際に用いること。
  - 3 「続柄」欄は、申請者と譲渡人が異なる場合に記入すること。
-

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

---

様式第9号（第2条関係）

第 号

大麻草採取栽培者免許証

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）

生年月日（法人又は団体を除く。）

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により免許を受けた大麻草採取栽培者であることを証明する。

年 月 日

富山県知事

年 月 日 から

有効期間

年 月 日 まで

許可事項			
栽培地			
栽培地の 番号	位置		面積（アール）
栽培地の数	箇所	栽培面積合計 （アール）	
業務上大麻を取 り扱う事務所の 位置			
備考			

## 様式第10号（第3条関係）

## 大麻草採取栽培者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証返納の事由及びその年月日			
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。 年 月 日 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）  氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名）  富山県知事 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第7条第4項又は第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第3条第1項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者による申請、届出又は報告については、この規則による改正後の富山県大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の規定にかかわらず、当該者に係る免許の有効期間内は、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の富山県大麻取締法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(薬事指導課)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県規則第44号**

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第38号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「第21条第1項」を「第22条の3第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年12月12日から施行する。ただし、第2条第38号の改正規定（「第21条第1項」を「第22条の3第1項」に改める部分に限る。）は、令和7年3月1日から施行する。

(人 事 課)



~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

**富山県告示第459号**

土地区画整理組合の定款の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により射水市本開発地区土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月11日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 組合の名称  
射水市本開発地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和3年6月28日から令和8年3月31日まで
- 3 施行地区  
本開発字石田、字下ノ田、字前田の各一部  
新開発の一部、今井の一部  
(施行地区内に介在する道路及び水路敷を含む)
- 4 事務所の所在地  
射水市小島 595番地
- 5 設立認可の年月日  
令和3年6月28日
- 6 変更認可の年月日  
令和6年12月4日

**富山県告示第460号**

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃

止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和6年12月11日

富山県知事 新田 八朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	令和6年11月30日	1620500031	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	ソーシャルインクルーホーム氷見柳田	氷見市柳田934-1-2
共同生活援助	令和6年11月30日	1621700044	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	ソーシャルインクルーホーム富山朝日町	下新川郡朝日町沼保1223-1
短期入所	令和6年11月30日	1610500231	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所氷見柳田	氷見市柳田934-1-2
短期入所	令和6年11月30日	1611700202	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所富山朝日町	下新川郡朝日町沼保1223-1

### 富山県告示第461号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年12月11日

富山県知事 新田 八朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	令和6年12月1日	1620500049	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	ソーシャルインクルーホーム氷見柳田	氷見市柳田934-1-2
共同生活援助	令和6年12月1日	1621700051	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	ソーシャルインクルーホーム富山朝日町	下新川郡朝日町沼保1223-1

短期入所	令和6年12月1日	1610500272	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所 氷見柳田	氷見市柳田 934-1-2
短期入所	令和6年12月1日	1611700244	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所 富山朝日町	下新川郡朝日町沼保 1223-1

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和6年12月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
小矢部市岡 739番	田	474㎡
小矢部市岡 740番	田	588㎡
小矢部市岡 751番	田	774㎡

2 農地を利用する権利の内容等

所在・地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
岡739番	利用権	令和7年3月31日	5年	235円
岡740番	利用権	令和7年3月31日	5年	290円
岡751番	利用権	令和7年3月31日	5年	385円

3 農地を利用する権利が設定された農地間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 佐藤 一絵  
富山市舟橋北町4番19号

## 4 農地の所有者等の情報

登記名義人 中山 国雄

## 5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局砺波支局に供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局砺波支局において、補償金の還付を受けることができる。

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により朝日町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年12月11日

富山県知事 新 田 八 朗

## 都市計画の種類

(種類) 朝日都市計画用途地域